

## ひとり親家庭就業支援の拡充について

### 1 拡充内容

#### (1) 高等学校卒業程度認定取得支援事業の開始について

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげることができるよう、新たに高等学校卒業程度認定試験合格のための講座の受講費用の一部を助成する。

##### ① 助成対象者

児童扶養手当を受給可能な所得水準にあり、区内に住所を有するひとり親及びその児童

##### ② 助成上限額 30万円

#### (2) 高等職業訓練促進事業の給付月額を増額について

ひとり親家庭の親が、養成機関で保育士や看護師等の資格を取得する際、その期間の生活等に係る費用の負担軽減を図る、高等職業訓練促進給付金を給付している。平成29年度から、低所得者への支援を強化するため、住民税非課税世帯への給付金を増額する。

	変更前	変更後
住民税課税世帯	70,500円	70,500円
住民税非課税世帯	100,000円	150,000円

### 2 スケジュール

委員会終了後 広報たいとう、区ホームページ、  
手当申請時及び相談時の窓口チラシへの掲載  
平成29年4月 申請受付開始